

下 沼 田 町 会

防犯まちづくりニュース



みんなで取り組む 6つの活動

できることから
はじめましょう



町会有志にて日常行える 防犯活動 = 「防犯まちづくり憲章」 をまとめました！

●全文は裏面をご覧ください。

1

夜間に玄関灯をつけて、
暗がりを解消します



夜でも安心して歩ける
ように、夜間は玄関灯を
点灯しましょう

2

まちに出て顔見知りの関係を
増やしていきます

あいさつを交わして
顔見知りの関係を
増やしましょう



3

普段の生活の中で空き家の
把握など防犯を意識します



普段からまちに目を向けて
空き家の把握に努めましょう

4

青色パトロールカーで
地域の防犯活動を推進します

パトロールを実施して
犯罪防止に努めましょう



5

日ごろからの美化活動で、
美しいまちづくりに努めます



道路や公園を掃除して
まちの美化に努めましょう

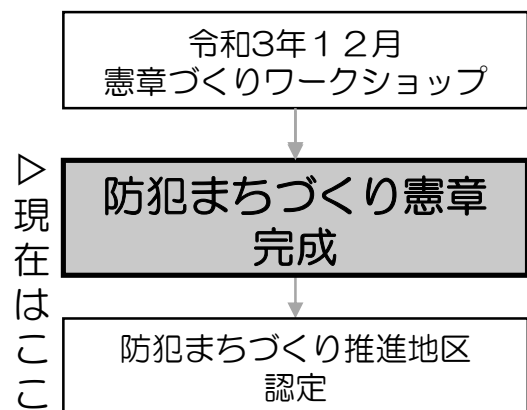
6

普段の生活の中で
みんなが子どもを見守ります

普段からみんなで
子どもを見守りましょう



防犯まちづくり推進地区認定の流れ



防犯アドバイザーの協力を受け、自治会で取り組める防犯活動を憲章として、6つの活動をまとめました。



下沼田町会 防犯まちづくり憲章

下沼田町会では、明るいまちづくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 夜間に玄関灯をつけて、暗がり解消します。
- 2 まちに出て顔見知りの関係を増やしていきます。
- 3 普段の生活の中で空き家の把握など防犯を意識します。
- 4 青色パトロールカーで地域の防犯活動を推進します。
- 5 日ごろからの美化活動で、美しいまちづくりに努めます。
- 6 普段の生活の中でみんなが子どもを見守ります。

今後、この憲章をふまえ、下沼田町会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定する予定です。

認定後は、ステッカーを貼っていただき、防犯の「見える化」へのご協力をお願い申し上げます。

▼認定ステッカー



■問い合わせ先

足立区市街地整備室 まちづくり課
防犯まちづくり係（区役所南館4階）
電話 03-3880-5435